証券コード：7291

日本プラスト株式会社

第88回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年６月26日（金曜日）午前10時
受付開始：午前９時

開催場所

静岡県富士市平垣本町８番１号
ホテルグランド富士　２階　孔雀の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議　　案

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　取締役賞与支給の件

目　　次

第88回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	17
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告	39

日本プラスト株式会社

(証券コード　7291)
(発送日）2026年６月９日
(電子提供措置開始日）2026年６月５日

株主各位

静岡県富士宮市山宮3507番地15
日 本 プ ラ ス ト 株 式 会 社
代表取締役社長　時 田　孝 志

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.n-plast.co.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会関連」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/7291/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本プラスト」または「コード」に当社証券コード「7291」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2026年６月25日（木曜日）午後５時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、５ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　　時　2026年６月26日（金曜日）午前10時
受付開始：午前９時

２．場　　　所　静岡県富士市平垣本町８番１号
ホテルグランド富士　２階　孔雀の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目 的 事 項

報 告 事 項
１．第88期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第88期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　取締役賞与支給の件

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

○書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

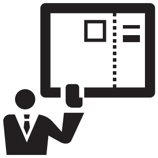

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

**株主総会に
ご出席する方法**

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

**2026年６月26日（金曜日）
午前10時
受付開始：午前９時**

**書面（郵送）で
議決権を行使する方法**

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2026年６月25日（木曜日）
午後５時30分
到着分まで**

**インターネットで
議決権を行使する方法**

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2026年６月25日（木曜日）
午後５時30分
入力完了分まで**

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

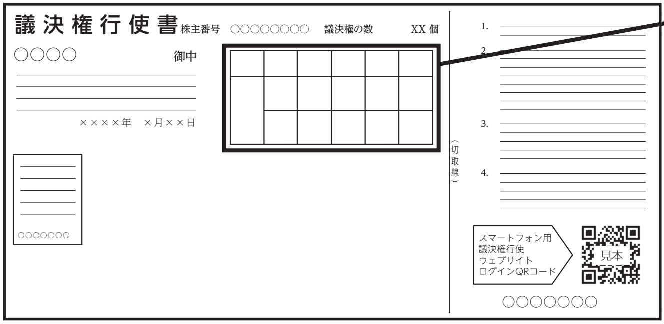

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第１・３・４号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第２号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

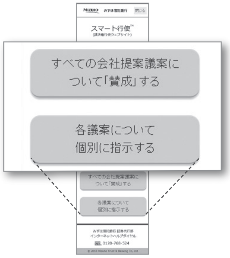

「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ。**
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

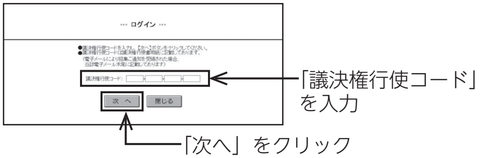

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

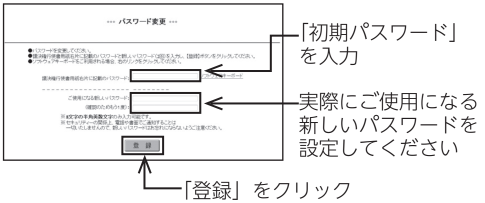

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間　午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金処分の件

　当社は将来の事業展望と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、収益の向上に努めるとともに、業績等を勘案し、連結配当性向 30％（年間配当金の下限値10円）を目安として安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。
　当期の期末配当金につきましては、配当基本方針に基づき、以下のとおり前期より12円50銭増配し、１株につき20円といたしたく存じます。

期末配当に関する事項

（１）　配当財産の種類
　　金銭といたします。

（２）　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金20円　　総額は384,745,920円
　　なお、中間配当金として１株につき金10円をお支払いしておりますので、
　　当期の年間配当金は１株につき金30円となります。

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2026年６月29日

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役１名を増員することとし、社外取締役３名を含む取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位及び担当	属　性
1	時田 孝志（ときた たかし）	代表取締役社長	再任
2	渡辺 和洋（わたなべ かずひろ）	常務取締役管理本部長	再任
3	豊田 剛志（とよた たけし）	常務取締役北米事業統括兼ニートン・オート・プロダクツ取締役社長	再任
4	上野 正揮（うえの まさき）	取締役開発本部長兼原価管理部長	再任
5	鈴木 良仁（すずき よしひと）	調達部長	新任
6	林 高史（はやし たかふみ）	社外取締役	再任　社外　独立
7	佐藤 りか（さとう りか）	社外取締役	再任　社外　独立
8	橋本 あかね（はしもと あかね）		新任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　新任　新任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

時田（ときた）孝志（たかし）（1969年1月17日生）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 8 月　当社入社
2016年 6 月　当社安全開発部長
2018年 1 月　当社安全開発部長兼先行開発部長
2019年 6 月　当社執行役員開発本部長兼安全開発部長
2020年 6 月　当社執行役員開発本部長兼開発管理部長
2022年 6 月　当社取締役開発本部長兼開発管理部長
2023年 4 月　当社取締役開発本部長
2024年 6 月　当社代表取締役社長（現任）

所有する当社の株式数：6,400株

取締役候補者とした理由

時田孝志氏は、長年にわたり開発部門を統括したのち、社長就任後の2年間において、人事制度改革や業務プロセスの刷新等、経営基盤の強化を推進してまいりました。これまでの確かな経営実績と高い経営執行能力から、引き続き当社の持続的な成長を牽引する取締役として適任であると判断したためであります。

候補者番号 2

渡辺（わたなべ）和洋（かずひろ）（1960年11月11日生）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月　当社入社
2008年 6 月　当社経営企画室付部長兼ＩＲ推進課長
2014年 6 月　当社業務監査室長
2015年 6 月　中山富拉司特工業有限公司総経理
2017年 6 月　当社執行役員中国事業統括兼中山富拉司特工業有限公司総経理
2018年 6 月　当社取締役中国事業統括兼中山富拉司特工業有限公司総経理
2020年 6 月　当社取締役管理本部長
2021年 6 月　当社常務取締役管理本部長兼経理部長
2022年 4 月　当社常務取締役管理本部長（現任）

所有する当社の株式数：6,500株

取締役候補者とした理由

渡辺和洋氏は、経営企画部門、業務監査部門、海外子会社において経営全般に携わった業務実績を有しており、その豊富な経験と能力から、当社取締役として適任であると判断したためであります。

候補者番号 3　豊田　剛志（とよた　たけし）（1964年12月２日生）　再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年４月	当社入社
2015年６月	当社経営企画室長
2017年６月	当社執行役員経営企画室長
2018年６月	当社執行役員管理本部長兼経営企画室長
2018年９月	当社執行役員管理本部長兼経営企画室長兼経理部長
2019年４月	当社執行役員経営企画本部長兼管理本部長
2019年６月	当社取締役経営企画本部長兼管理本部長兼GCR推進室長
2020年６月	当社取締役経営企画本部長兼GCR推進室長
2021年６月	当社取締役経営企画本部長
2023年４月	当社取締役北米事業統括兼ニートン・オート・プロダクツ取締役社長
2023年６月	**当社常務取締役北米事業統括兼ニートン・オート・プロダクツ取締役社長（現任）**

所有する当社の株式数：1,900株

取締役候補者とした理由

豊田剛志氏は、購買部門、経理部門、経営企画部門において業務実績を有しており、その豊富な経験と能力から、当社取締役として適任であると判断したためであります。

候補者番号 4　上野　正揮（うえの　まさき）（1969年８月２日生）　再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年４月	当社入社
2019年１月	当社富士工場長
2020年６月	当社執行役員生産本部長兼富士工場長
2021年４月	当社執行役員生産本部長兼生産管理部長
2022年６月	当社取締役生産本部長
2024年６月	当社取締役開発本部長
2026年４月	**当社取締役開発本部長兼原価管理部長（現任）**

所有する当社の株式数：3,300株

取締役候補者とした理由

上野正揮氏は、入社以来、国内外において生産部門に携わり、2020年6月に執行役員に就任後も生産部門、開発部門を統括しており、その豊富な経験と能力から、当社取締役として適任であると判断したためであります。

候補者番号 ※5　鈴木良仁（すずき よしひと）(1968年９月14日生)　新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年４月	当社入社
2000年６月	当社第一営業部係長
2005年６月	ニートン・オーツ・プロダクツ課長代理
2012年６月	当社営業部　栃木営業所
2015年６月	当社経営企画室次長
2018年６月	ニートン・ローム社長
2025年10月	**当社調達部長(現任)**

所有する当社の株式数： －株

取締役候補者とした理由
鈴木良仁氏を取締役候補者とした理由は、営業部門、経営企画部門、海外子会社において経営全般に携わった業務実績を有しており、その豊富な経験と能力から、当社取締役として適任であると判断したためであります。

候補者番号 6　林高史（はやし たかふみ）(1966年10月27日生)　再任　社外　独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年４月	公認会計士登録
2005年３月	林公認会計士事務所開設
2006年７月	税理士登録
2008年８月	大連維利達信息諮詢有限公司開設
2016年10月	林公認会計士事務所をグラーティアコンサルティンググループへ統合
2016年10月	**グラーティアコンサルティンググループ林公認会計士事務所代表パートナー(現任)**
2017年１月	**日本ホスピスホールディングス株式会社社外監査役(現任)**
2018年10月	**株式会社Kips取締役(現任)**
2020年６月	**当社社外取締役(現任)**
2025年12月	**株式会社COEL社外監査役(現任)**

所有する当社の株式数： －株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
林高史氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、公認会計士、税理士として企業会計に精通しており、会計、税務に関する相当程度の知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に企業会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番号 7　佐藤りか（さとう りか）(1962年8月15日生)

再任　社外　独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年４月	弁護士登録（東京弁護士会）
1998年12月	ニューヨーク州弁護士登録
2003年１月	あさひ・狛法律事務所（現　西村あさひ法律事務所）パートナー
2007年６月	外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所パートナー
2015年５月	デクセリアルズ株式会社社外監査役
2016年１月	太田・佐藤法律事務所パートナー
2016年７月	日本ルーブリゾール株式会社監査役
2018年６月	**日本シイエムケイ株式会社社外取締役（現任）**
2019年６月	デクセリアルズ株式会社社外取締役
2019年７月	**佐藤＆パートナーズ法律事務所代表（現任）**
2019年11月	司法試験及び司法試験予備試験考査委員（民事訴訟法担当）
2022年６月	**当社社外取締役（現任）**
2025年６月	**電気興業株式会社社外監査役(現任)**

所有する当社の株式数：－株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤りか氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、弁護士として法務に精通しており、企業法務・海外法務に関する相当程度の知見を有しており、当該知見を活かして特に企業法務・海外法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番号 ※8　橋本あかね（はしもと あかね）(1971年12月24日生)

新任　社外　独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年４月	株式会社東京銀行入行
1999年４月	ワトソンワイアット株式会社入社
2002年５月	HCアセットマネジメント株式会社入社
2005年７月	HCアセットマネジメント株式会社運用部長
2007年３月	HCアセットマネジメント株式会社取締役
2009年10月	**HCアセットマネジメント株式会社常務取締役(現任)**

所有する当社の株式数：－株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

橋本あかね氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は他社において豊富な企業経営経験と高い見識から、企業経営の豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特に企業経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。

(注) 1．※は新任取締役候補者であります。

2．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3．林高史氏及び佐藤りか氏並びに橋本あかね氏は社外取締役候補者であります。

4．林高史氏及び佐藤りか氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって林高史氏は６年、佐藤りか氏は４年となります。

5．当社は、林高史氏及び佐藤りか氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。２名が再任された場合は、当社は引き続き２名を独立役員とする予定であります。
また、橋本あかね氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

6．当社は、林高史氏及び佐藤りか氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、２名の再任が承認された場合は、２名との間で当該契約を継続する予定であります。また、橋本あかね氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社のすべての取締役、監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものは除く。）等をてん補することとしております。なお、役員等賠償責任保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であります。役員等賠償責任保険契約の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、同内容でこれを更新する予定です。

8．佐藤りか氏は、2026年６月19日付で、フィード・ワン株式会社の社外取締役(監査等委員)に就任予定です。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役伊東弘美氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、以下のとおりであります。

※ 川島 高博（かわしま たかひろ）(1962年12月20日生)

新任　社外　独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年４月	株式会社協和銀行入社
2008年４月	株式会社りそな銀行地域サポート部長
2012年４月	株式会社りそな銀行執行役員首都圏地域担当
2013年４月	株式会社りそな銀行執行役員首都圏地域担当兼独立店担当
2014年４月	株式会社りそな銀行執行役員コンプライアンス統括部担当
2014年４月	株式会社りそなホールディングス執行役コンプライアンス統括部担当
2016年４月	株式会社りそな銀行執行役員内部監査部担当
2016年４月	株式会社りそなホールディングス執行役内部監査部担当
2018年４月	株式会社りそな銀行常勤監査役
2019年６月	株式会社りそな銀行取締役監査等委員
2020年６月	株式会社りそなホールディングス取締役監査委員会委員
2022年６月	**日比谷総合設備株式会社常勤社外監査役(現任)**
2023年６月	**オークラ輸送機株式会社社外監査役(現任)**

所有する当社の株式数： －株

社外監査役候補者とした理由

川島高博氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたり金融機関に携わり、豊富な経験と幅広い見識を社外監査役として当社の監査体制強化に活かしていただきたいためであります。

（注）１．※は新任監査役候補者であります。
２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．川島高博氏は社外監査役候補者であります。
４．川島高博氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社のすべての取締役、監査役が業務に起因して賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責自由に該当するものは除く。)等をてん補することとしております。なお、役員等賠償責任保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。候補者が監査役に選任され就任した場合には、役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であります。役員等賠償責任保険契約の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、同内容でこれを更新する予定です。
６．川島高博氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

（ご参考）　取締役及び監査役のスキルマトリクス（2026年６月26日　定時株主総会後の予定）

第２号、第３号議案を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役及び監査役が有する主な専門性や知識・経験・能力等のスキルのうち、当社が特に期待する項目は以下のとおりです。

	氏名	当社における現在の地位	属性	専門性と経験				
				企業経営	財務・経理	グローバル	研究開発技術生産	コンプライアンス・ガバナンス
1	時田　孝志	代表取締役社長		○		○	○	
2	渡辺　和洋	常務取締役		○	○	○		○
3	豊田　剛志	常務取締役		○	○	○		○
4	上野　正揮	取締役				○	○	
5	鈴木　良仁	取締役		○		○		
6	林　　高史	社外取締役	【社外】【独立】		○	○		
7	佐藤　りか	社外取締役	【社外】【独立】			○		○
8	橋本　あかね	社外取締役	【社外】【独立】	○		○		○
9	森　　昭彦	常勤監査役		○	○	○		○
10	松田　徹也	社外監査役	【社外】【独立】		○			
11	川島　高博	社外監査役	【社外】【独立】		○			○

【社外】社外役員　　【独立】独立役員

（注）上記の一覧表については、専門性や知識・経験・能力等の発揮が期待できるスキルを表示しており、各自の有するすべてのスキルを表すものではありません。

第４号議案　取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の社外取締役を除く取締役４名に対し、事業目標の達成度及び市場環境を総合的に勘案し、取締役賞与を総額33,100千円支給することといたしたいと存じます。

事業目標の評価指標には、収益性向上及び持続的な企業価値向上の観点から、財務指標(連結売上高・連結営業利益)と非財務指標(CO_2排出量削減・従業員エンゲージメントスコア)を選定しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針は事業報告「(４)取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりでありますが、2026年５月27日開催の取締役会において、「賞与（短期インセンティブ）に関する方針」を上記のとおり変更しております。

本議案は、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬委員会にて十分審議・検討を行った上で決定しており、その内容は相当であると判断しております。

以　上

事業報告 (2025年 4 月 1 日から2026年 3 月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、中国での日系自動車メーカーの販売苦戦や米国の関税措置による影響が生じたほか、中東情勢の緊迫化等、依然として先行きは不透明な状況にあり、引き続きその動向を注視しております。

このような状況の中、当連結会計年度における売上高は、得意先の減産影響等により前期比4.8%減の114,861百万円となりました。損益面では、減収影響等により営業利益は、前期比4.5%減の2,647百万円、経常利益は、前期比24.5%増の2,499百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失として減損損失を計上した一方で、製品保証引当金戻入額及び投資有価証券売却益の計上により特別利益が増加し、2,012百万円（前期は56百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、総額3,746百万円の設備投資を実施いたしました。

主なものは、新規受注対応のための設備投資及びモデルチェンジに対応した金型投資等の取得であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

2024年３月期からの第６次中期経営計画を振り返ると、新型コロナウイルスや半導体供給不足等の外的要因の影響緩和により業績回復を果たしたものの、中国市場の構造変化による日系自動車メーカーの苦戦、米国新政権の関税・環境政策転換による市場の不確実性増大、それらに起因する主要得意先の経営不振という新たな課題も発生し、経営目標に対しては一部未達の結果となりました。

2027年３月期は、これら影響の継続が想定される他、中東情勢を含む地政学リスクの高まりや、得意先の抜本的な事業戦略見直しといった新たな課題も発生するなど、当社を取り巻く事業環境は過去に類を見ない劇的な変化の渦中にあります。このような状況を踏まえ、当社は現段階において合理的かつ信頼性の高い中長期の業績見通しを算定することは困難であると判断し、第７次中期経営計画の公表を見送ることとしました。2027年３月期につきましては、単年度の経営方針に基づき、下記の目標達成に向け、取り組みを推進してまいります。

① 2027年３月期経営方針

2027年３月期につきましては、単年度の経営方針に基づき、経営課題への対処と第６次中期経営計画からの継続となる、経営基盤強化に関する諸施策に取り組んでまいります。

2027年３月期　経営方針

ａ．基本方針

優れた人財を育成し、技術革新・プロセスの刷新により、明るい未来を切りひらく

ｂ．経営目標

管理項目	目標値
財務指標	営業利益率 1.8%
非財務指標	CO_2排出量削減
	廃材排出量削減

ｃ．スローガン

革新は人から、未来はここから

ｄ．重点施策

・人の成長・能力を引き出す環境の整備

多様な人材が高い意欲をもって自ら成長し、能力を発揮できる労働環境の構築を目的として、従業員のウェルビーイングの強化に取り組みます。

・お客様が認める品質保証体質

ゼロディフェクト品質の追求に向け、従来からの取り組みに加え、ものづくりの上流工程である設計開発フェーズから品質向上を意識した商品開発を推進する新たなプロセスを構築します。

・新技術・新商品・新領域の開拓

自動化技術を始めとした新技術の開発、CASE時代に対応する次世代商品の開発等に向け、社内外のリソースを有効活用し技術革新を目指します。

・自動化・デジタル化

製造ラインの自動化、ＤＸや生成ＡＩの活用による効率化を推進し、労働生産性の向上を目指します。

・稼げる力の強化

業務プロセスの刷新による合理化・ロス削減、工場の余剰スペース創出と有効活用、有利子負債の削減等の活動を通じて、より効率的に収益を確保できる体制の構築を目指します。

・社会的責任の追求

人命を守る事業を扱う企業として、また樹脂事業に携わる企業として、ＳＤＧｓの目標達成に向け当社が取り組むべき課題を積極的に検討し、2030年の社会貢献領域での事業化を目指します。

② 主要な事業の経営環境、経営戦略及び対処すべき課題

現在の自動車業界は、先進国の一部では電気自動車への急進的な移行計画が政策見直しにより後ろ倒しされる一方で、新興国の一部では逆に一足飛びで電気自動車・自動運転の普及が進む等、ＣＡＳＥ対応を巡る急激な環境変化に直面しています。これに対し、当社は安全部品部門と樹脂部品部門でそれぞれ取り組みを進めております。

・安全部品部門

安全部品事業では、先進国を中心として高度化する安全法規への対応に取り組みつつ、新興国でも年々厳しくなる安全法規によりエアバッグの標準装備化が進んでいることを踏まえ、廉価化への対応にも並行して取り組むことで、魅力ある商品をリーズナブルに提案し続けます。また、加速する“つながる車（コネクテッド）”化を受け、運転手と自動車のインターフェースであるハンドルにアラーム機能やセンシング機能を充実させることで、外部からの情報を的確に“車から人へ”伝え、運転手の意思・判断を確実に“人から車へ”伝える情報伝達（ＨＭＩ）デバイスとして、新たな価値を提案してまいります。

・樹脂部品部門

自動車に対する要求は、単なる移動手段から、移動する居住空間へと大きく変化しています。ユーザーが求めるクオリティをいかに実現していくか、ニーズの変化をいち早くとらえタイムリーに提供していくか、更には市場のトレンドから次に来るニーズを予測し、新たなウェーブを作り出していくかを求められています。これに対し当社は、視覚、聴覚、嗅覚、触覚に対し、人間が感じる“快適”を当社の独自技術で数値化し、保有するあらゆる技術（樹脂成型技術、マグネシウム鋳造・アルミニウム鋳造技術、塗装技術、加飾技術、組み立て技術等）により、これを具現化していきます。

また、両事業領域の融合により“安全で快適な居住空間”を提供し続けます。

③ 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応

当社は資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、2027年３月期の経営目標達成に向けた施策を着実に実行することで、資本効率と財務健全性の向上を目指します。株主還元については、2026年３月期に変更した配当方針（連結配当性向30％、年間配当金の下限値10円）を継続し、安定的かつ機動的な還元に努めます。加えて、情報開示・IR活動をさらに強化することで、市場からの信頼と適切な評価の獲得を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　　　　分	第 85 期 2023年３月期	第 86 期 2024年３月期	第 87 期 2025年３月期	第 88 期 (当連結会計年度) 2026年３月期
売　　上　　高 (百万円)	103,359	124,255	120,591	114,861
営業利益又は営業損失（△） (百万円)	△966	2,811	2,772	2,647
経常利益又は経常損失（△） (百万円)	△749	2,920	2,006	2,499
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△） (百万円)	△3,602	2,478	56	2,012
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） (円)	△188.35	129.75	2.97	106.22
総　　資　　産 (百万円)	81,450	81,934	83,707	85,450
純　　資　　産 (百万円)	26,219	31,057	34,538	37,503
１株当たり純資産 (円)	1,370.54	1,640.38	1,824.28	1,986.53

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ニートン・オート・プロダクツ	千米ドル 35,650	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニホンプラストメヒカーナ	千メキシコペソ 685,856	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニホンプラストインドネシア	百万ルピア 14,632	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニートン・ローム	千米ドル 27,000	% 100.0 (100.0)	自動車部品の製造販売
中山富拉司特工業有限公司	千元 150,464	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニホンプラストタイランド	千タイバーツ 400,000	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニホンマグネシオ	千メキシコペソ 67,831	% 100.0 (90.0)	自動車部品の製造販売
武漢富拉司特汽車零部件有限公司	千元 57,915	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニートン・オート・メヒカーナ	千メキシコペソ 465,419	% 100.0 (100.0)	自動車部品の製造販売
ニホンプラストメヒカーナ・テマスカルシンゴ	千メキシコペソ 3,909	% 100.0 (100.0)	自動車部品の製造販売
ニホンプラストベトナム	千米ドル 19,000	% 100.0	自動車部品の製造販売
エヌピーサービス株式会社	千円 35,000	% 100.0	事務処理に関する請負業務

(注) 当社の議決権比率欄の( )内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で表示しております。

③ 企業結合の経過

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2026年３月31日現在）

<table>
<tr><td rowspan="3">自動車部品事業</td><td rowspan="2">安全部品</td><td>ハンドル</td><td>革巻ハンドル、木目ハンドル、ウレタンハンドル</td></tr>
<tr><td>エアバッグ</td><td>運転席エアバッグ、アシストエアバッグ、サイドエアバッグ、カーテンエアバッグ、ニーエアバッグ</td></tr>
<tr><td colspan="2">樹脂部品</td><td>空調部品、インスト部品、トリム部品、車体部品、エンジン駆動部品、その他部品</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他事業</td><td>ゲーム機、その他</td></tr>
</table>

(8) 主要な拠点（2026年３月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	静岡県富士宮市
テクニカルセンター	静岡県富士宮市
富士工場	静岡県富士宮市、静岡県富士市
伊勢崎工場	群馬県伊勢崎市
九州工場	福岡県築上郡上毛町
厚木営業所	神奈川県厚木市
栃木営業所	栃木県宇都宮市

② 国内子会社

名称	所在地
エヌピーサービス株式会社	静岡県富士宮市

③ 海外子会社

名称	所在地
ニートン・オート・プロダクツ	アメリカ合衆国オハイオ州
ニートン・ローム	アメリカ合衆国ジョージア州
ニホンプラストメヒカーナ	メキシコ合衆国ケレタロ州
ニホンマグネシオ	メキシコ合衆国ケレタロ州
ニートン・オート・メヒカーナ	メキシコ合衆国ケレタロ州
ニホンプラストメヒカーナ・テマスカルシンゴ	メキシコ合衆国メキシコ州
ニホンプラストインドネシア	インドネシア共和国西ジャワ州
中山富拉司特工業有限公司	中華人民共和国広東省
武漢富拉司特汽車零部件有限公司	中華人民共和国湖北省
ニホンプラストタイランド	タイ王国ラヨン県
ニホンプラストベトナム	ベトナム社会主義共和国ビンフック省

(9) 使用人の状況（2026年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
5,588名	148名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
974（510）名	７名減（20名減）	40.5歳	15.4年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2026年３月31日現在）

借入先	借入金残高 （百万円）
株式会社みずほ銀行	3,233
株式会社りそな銀行	3,156
株式会社静岡銀行	3,010
株式会社三井住友銀行	1,362
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	634

（注） 当社グループの主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

2 会社の株式に関する事項（2026年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 42,400,000株
(2) 発行済株式の総数 19,410,000株（自己株式172,704株を含む）
(3) 株主数 11,315名
(4) 大株主（上位10名）

株　主　名	持株数（株）	持株比率（％）
東京中小企業投資育成株式会社	1,429,000	7.42
広瀬　信	1,298,000	6.74
株式会社ダイセル	1,000,000	5.19
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	586,300	3.04
ＩＮＴＥＲＡＣＴＩＶＥ ＢＲＯＫＥＲＳ ＬＬＣ	521,800	2.71
ＢＢＨ ＣＯ ＦＯＲ ＡＲＣＵＳ ＪＡＰＡＮ ＶＡＬＵＥ ＦＵＮＤ	423,500	2.20
水元　公仁	406,100	2.11
株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）	331,800	1.72
伊藤忠プラスチックス株式会社	317,200	1.64
株式会社みずほ銀行	309,000	1.60

(注) 1．持株比率は自己株式（172,704株）を控除して計算しております。
2．持株比率の算定にあたり、発行済株式から除外した自己株式には、株式給付信託（ＢＢＴ）制度に関する株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が所有する株式331,800株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株　式　数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	112,100株	１名

注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「(４)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	時田孝志	
常務取締役	渡辺和洋	管理本部長
常務取締役	豊田剛志	北米事業統括兼ニートン・オート・プロダクツ取締役社長
取締役	上野正揮	開発本部長
取締役	長谷川淳治	株式会社ビーエイブル社外取締役
取締役	林高史	グラーティアコンサルティンググループ林公認会計士事務所代表パートナー 日本ホスピスホールディングス株式会社社外監査役 株式会社Kips取締役 株式会社COEL社外監査役
取締役	佐藤りか	日本シイエムケイ株式会社社外取締役 佐藤＆パートナーズ法律事務所代表 電気興業株式会社社外監査役
常勤監査役	森昭彦	
監査役	伊東弘美	ユーピーアール株式会社社外監査役
監査役	松田徹也	ユーシーカード株式会社社外監査役

（注）１．取締役長谷川淳治氏及び林高史氏並びに佐藤りか氏は、社外取締役であります。
２．監査役森昭彦氏は、当社海外子会社取締役社長として企業経営の経験があり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．監査役伊東弘美氏及び松田徹也氏の両氏は、社外監査役であります。
４．監査役伊東弘美氏及び松田徹也氏の両氏は、金融機関における長年の経験があり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6．当社では、取締役会の監督機能と執行機能の分離による意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を目的として執行役員制度を導入しております。当事業年度の末日(2026年３月31日)現在の執行役員の状況は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
常務執行役員	石川智張	営業本部長
常務執行役員	錦織和彦	調達本部長兼デジタル戦略統括室長
執行役員	鈴木計克	品質本部長兼品質保証部長
執行役員	青木智彦	経営企画本部長兼経営企画室長
執行役員	清弘正敏	生産本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社におけるすべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表者訴訟等により、被保険者が負担する事となった争訟費用及び損害賠償金等をてん補の対象としております。

・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補償の対象外としております。

・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

１）基本方針

当社の取締役の報酬は、取締役として求められる役割を踏まえつつ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期インセンティブとしての賞与、中長期インセンティブとしての株式信託型報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

２）基本報酬に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役の役位ごとにあらかじめ定めた基本報酬額の範囲内において、役位、職責、在任年数、常勤・非常勤の別、過去の経歴・経験等に応じて他社水準、当社の業績、社員の給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

３）賞与（短期インセンティブ）に関する方針

取締役の賞与総額は、企業本来の営業活動の成果を反映する連結営業利益、経営環境及び社員への賞与支払額等を総合的に勘案し、株主総会の決議により定めております。

各取締役の賞与額は、各取締役の基本報酬（年間）の30％を目安に決定し、毎年一定の時期に支給しております。

また、当社は、2026年５月27日開催の取締役会において、「賞与（短期インセンティブ）に関する方針」を以下のとおり変更しております。なお、当事業年度に係る賞与支給額については、変更後の方針に基づき算出しております。

業績連動報酬等（賞与（短期インセンティブ））に関する方針

取締役の賞与総額は、単年度の事業目標の達成度及び市場環境を総合的に勘案し、株主総会の決議により定めております。

事業目標の評価指標には、収益性向上及び持続的な企業価値向上の観点から、財務指標(連結売上高・連結営業利益)と非財務指標(CO_2排出量削減・従業員エンゲージメントスコア)を選定しております。

各取締役の支給額は、職位別基準額(年間の基本報酬の30%相当額)を基礎とし、上述の指標に基づく「業績連動係数」を乗じ、さらに市場環境による調整を加えた上で算出し、毎年一定の時期に支給することとしております。

4）非金銭報酬等に関する方針

株式給付信託型報酬（中長期型インセンティブ）

株式給付信託型報酬は、株式給付信託を利用し、当社株式を給付する制度であり、取締役の報酬と当社の株式価値の連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値拡大への貢献意識を高めることを目的としております。

各取締役の株式給付数は、各取締役の基本報酬（月額）、役位、職責に応じて、株価水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としております。

5）報酬等の割合に関する方針

固定報酬、金銭報酬等、種類ごとの報酬割合の決定方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、各種類の報酬等の比率が以下レンジの範囲内に収まるよう取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

基本報酬	賞与	株式給付信託型報酬
60%～70%	15%～25%	10%～20%

6）報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき委任された代表取締役社長時田孝志がその具体的内容について決定するものとし、その権限の内容は、基本報酬の額及び賞与額、株式給付信託報酬額（個人別の付与ポイント数）としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績や各取締役の貢献度等を俯瞰する代表取締役社長が最も適しているからであります。

なお、当社は、経営の客観性と透明性の確保に資することを目的に取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会の設置を2023年12月21日開催の取締役会において決議しております。

当事業年度の取締役賞与総額及び個人別賞与額については、指名・報酬委員会にて十分審議・検討を行った上で決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	170 (17)	116 (17)	33 (—)	21 (—)	7 (3)
監　査　役 （うち社外監査役）	30 (10)	30 (10)	— (—)	— (—)	3 (2)
合　　　計 （うち社外役員）	201 (28)	146 (28)	33 (—)	21 (—)	10 (5)

（注）1．取締役の報酬限度額は、2008年６月27日開催の第70回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。また、金銭報酬とは別枠で、2020年６月26日開催の第82回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対する株式給付信託型報酬制度を導入し、株式報酬の額として３事業年度で150百万円を上限として決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は５名です

2．監査役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第68回定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名（うち、社外監査役は３名）です。

3．当社は、2020年６月26日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。当事業年度末現在における役員退職慰労金打ち切り支給予定額の残高は、494百万円となっております。なお、上記の金額には、当社の定める一定の基準に従った相当額の範囲内の功労加算金44百万円が含まれております。

4．上記の報酬等の総額には、取締役（社外取締役を除く）に対する株式給付信託型報酬に係る当事業年度における役員株式給付引当金繰入額21百万円が含まれております。

5．当社は、単年度の事業目標の達成度を反映させるため、賞与を業績連動報酬としております。収益性向上と持続的な企業価値向上の観点から、連結売上高・連結営業利益（財務指標）及びCO_2排出量削減・従業員エンゲージメントスコア（非財務指標）を業績指標として選定しております。当事業年度の実績は、連結売上高 1,148億円、連結営業利益 26億円、CO_2排出量削減 2013年度比58.8％削減、従業員エンゲージメントスコア 48（全業種偏差値）であります。これらの指標を選択した理由は、単年度の事業目標の達成状況を評価する上で最適と判断したためであります。なお、支給額の算定方法は、事業報告「(4) 取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

1）当社と取締役長谷川淳治氏の兼職先である株式会社ビーエイブルとの間には特別の関係はありません。

2）当社と取締役林高史氏の兼職先であるグラーティアコンサルティンググループ林公認会計士事務所、日本ホスピスホールディングス株式会社、株式会社Kips、株式会社COELとの間には特別の関係はありません。

3）当社と取締役佐藤りか氏の兼職先である日本シイエムケイ株式会社、佐藤＆パートナーズ法律事務所、電気興業株式会社との間には特別の関係はありません。

4）当社と監査役伊東弘美氏の兼職先であるユーピーアール株式会社との間には特別の関係はありません。

5）当社と監査役松田徹也氏の兼職先であるユーシーカード株式会社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

1）取締役会と監査役会の出席状況及び発言状況

区　　分	氏　　名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
取締役	長谷川淳治	21回中21回(100%)	—	他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	林　高史	21回中20回(95%)	—	公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	佐藤りか	21回中20回(95%)	—	弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	伊東弘美	21回中21回(100%)	20回中20回(100%)	長年にわたる金融機関での経験から、意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
	松田徹也	21回中21回(100%)	20回中20回(100%)	長年にわたる金融機関での経験から、意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 当事業年度において臨時取締役会を開催しており、出席状況は当該臨時取締役会を含めて算出しております。

2）社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区　　分	氏　　名	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	長谷川淳治	社外取締役に就任以降、企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から経営の監督と経営全般への助言等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取締役	林　高史	社外取締役に就任以降、公認会計士、税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社の経営に対する実効性の高い監督等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取締役	佐藤りか	社外取締役に就任以降、弁護士として豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と職務執行の監督等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

会計監査人

有限責任 あずさ監査法人（2007年６月28日就任）

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	43百万円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

① 会社法第340条第１項各号に掲げられている事由及びこれに準ずる事由等に該当したとき。

② 当社の監査に起因する会社法、公認会計士法、等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けたとき。

③ 当社の監査に起因する会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合能力等から監査を遂行するに不充分と判断したとき。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 重要な子会社の監査の状況

ニートン・オート・プロダクツ、ニホンプラストメヒカーナ、ニホンプラストインドネシア、ニートン・ローム、中山富拉司特工業有限公司、ニホンプラストタイランド、ニホンマグネシオ、武漢富拉司特汽車零部件有限公司、ニートン・オート・メヒカーナ、ニホンプラストベトナムは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展望と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、収益の向上に努めるとともに、業績等を勘案し、連結配当性向30％（年間配当金の下限値10円）を目安として安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2026年３月31日現在）

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**50,254**
現金及び預金	13,855
電子記録債権	911
売掛金	16,648
製品	1,605
仕掛品	1,115
原材料及び貯蔵品	12,566
その他	3,555
貸倒引当金	△3
固定資産	**35,196**
有形固定資産	**28,407**
建物及び構築物	9,146
機械装置及び運搬具	8,997
工具、器具及び備品	3,221
土地	3,610
リース資産	117
建設仮勘定	1,990
その他	1,324
無形固定資産	**435**
ソフトウエア	433
その他	1
投資その他の資産	**6,352**
投資有価証券	3,959
繰延税金資産	92
その他	2,308
貸倒引当金	△7
資産合計	**85,450**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**37,945**
支払手形及び買掛金	10,834
短期借入金	17,025
１年内返済予定の長期借入金	3,064
リース債務	118
未払法人税等	100
契約負債	293
未払費用	2,972
賞与引当金	1,409
役員賞与引当金	30
製品保証引当金	174
その他	1,920
固定負債	**10,001**
長期借入金	5,469
リース債務	151
繰延税金負債	1,722
退職給付に係る負債	1,785
役員株式給付引当金	108
製品保証引当金	67
その他	695
負債合計	**47,946**
純資産の部	
株主資本	**28,423**
資本金	**3,206**
資本剰余金	**5,213**
利益剰余金	**20,252**
自己株式	**△249**
その他の包括利益累計額	**9,080**
その他有価証券評価差額金	**2,048**
為替換算調整勘定	**6,428**
退職給付に係る調整累計額	**603**
純資産合計	**37,503**
負債純資産合計	**85,450**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**114,861**
売上原価		**103,540**
売上総利益		**11,320**
販売費及び一般管理費		8,672
営業利益		**2,647**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	219	
投資不動産賃貸料	65	
為替差益	343	
その他	178	806
営業外費用		
支払利息	855	
その他	98	954
経常利益		**2,499**
特別利益		
製品保証引当金戻入額	323	
投資有価証券売却益	161	484
特別損失		
減損損失	393	393
税金等調整前当期純利益		**2,590**
法人税、住民税及び事業税	610	
法人税等調整額	△32	578
当期純利益		**2,012**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,012**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2026年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**19,593**	**流動負債**	**16,178**
現金及び預金	2,969	電子記録債務	932
電子記録債権	911	買掛金	4,932
売掛金	7,009	短期借入金	4,703
製品	331	１年内返済予定の長期借入金	2,281
仕掛品	330	リース債務	46
原材料及び貯蔵品	5,258	未払金	341
前払金	777	未払費用	1,034
前払費用	64	未払法人税等	39
未収入金	1,941	預り金	68
その他	4	賞与引当金	1,367
貸倒引当金	△3	役員賞与引当金	30
固定資産	**28,127**	製品保証引当金	124
有形固定資産	**6,631**	設備関係支払手形	259
建物	672	その他	15
構築物	46	**固定負債**	**9,635**
機械及び装置	1,150	長期借入金	4,413
車両運搬具	5	関係会社長期借入金	2,000
工具、器具及び備品	979	リース債務	102
土地	2,618	退職給付引当金	1,989
リース資産	117	役員株式給付引当金	108
建設仮勘定	1,040	繰延税金負債	486
無形固定資産	**300**	その他	535
ソフトウエア	298	**負債合計**	**25,813**
その他	1	**純資産の部**	
投資その他の資産	**21,195**	**株主資本**	**19,858**
投資有価証券	3,938	**資本金**	**3,206**
関係会社株式	10,791	**資本剰余金**	**5,213**
出資金	3	資本準備金	802
関係会社出資金	2,698	その他資本剰余金	4,411
関係会社長期貸付金	3,463	**利益剰余金**	**11,671**
差入保証金	38	その他利益剰余金	11,671
その他	269	資産買換差益積立金	69
貸倒引当金	△7	固定資産圧縮積立金	107
		繰越利益剰余金	11,495
		自己株式	**△233**
		評価・換算差額等	**2,048**
		その他有価証券評価差額金	**2,048**
		純資産合計	**21,906**
資産合計	**47,720**	**負債純資産合計**	**47,720**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金	額
売上高		**48,573**
売上原価		**43,632**
売上総利益		**4,941**
販売費及び一般管理費		3,579
営業利益		**1,362**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	3,505	
為替差益	294	
その他	140	3,939
営業外費用		
支払利息	116	
固定資産除却損	15	
租税公課	12	
売上債権売却損	27	
その他	7	178
経常利益		**5,123**
特別利益		
製品保証引当金戻入額	323	
投資有価証券売却益	161	484
特別損失		
減損損失	393	393
税引前当期純利益		**5,214**
法人税、住民税及び事業税	475	
法人税等調整額	158	634
当期純利益		**4,580**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月25日

日本プラスト株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
　名古屋事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　松　木　　　豊

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　馬　渕　宣　考

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本プラスト株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本プラスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月25日

日本プラスト株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
　名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　木　　　豊

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　馬　渕　宣　考

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本プラスト株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ガバナンスの構築及び維持に関しては社内の「内部通報制度」及び社外の「外部通報制度」を通じて執行側から齎された懸案に関し、独立した立場から調査方法や処分等に対して積極的に意見し、取締役の義務違反等が有った際には「役員内規」に則り社外取締役や弁護士等との協議を通じて調査及び報告を行い必要な措置を取る事としています。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、昨年度同様に会計監査人が期中に監査上注意を払った事項に付いてコミュニケーションを取りました。これらの事項は特別な検討を必要とするリスクや、見積りの不確実性が高い領域を含みます。

なお、会計監査人が行う「非保証業務」に関しても、その独立性を棄損する事が無い範囲で有る事と金額を含め監査役会として審議し確認の上で承認しています。
会計監査人が特に注意を払った監査上の主要な検討事項である翌期の課税所得を考慮した「繰延税金資産の回収可能性」に関する判断の妥当性に関しては、会計上の見積りを行うに当たって用いられた主要な監査上の対応に付いて事前に詳細な説明を受けると共に意見交換を行い合意に至っております。また、会計士協会の新たな倫理規則に則り会計監査会社が当社のグループ企業に対して実施する「非保証業務の提供」に関し、事前に「包括合意書」を結び監査役会として会計監査の独立性に影響が無い事を判断し認可しております。
なお、監査役会は期末に監査役監査活動に付いての実効性評価を行い、結果を次期の監査方針及び監査計画に反映させております。

以上の方法に基づき、監査役会として当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果
⑴　事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
⑶　連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

日本プラスト株式会社　監査役会
常勤監査役　森　　昭　彦 ㊞
社外監査役　伊　東　弘　美 ㊞
社外監査役　松　田　徹　也 ㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　静岡県富士市平垣本町８番１号
ホテルグランド富士　２階　孔雀の間
電話（0545）61－0360（代表）

（交通のご案内）
- ＪＲ東海富士駅下車徒歩約７分
- ＪＲ東海新幹線新富士駅下車
  富士急行バス乗りかえ１番乗場富士駅行
  富士駅南口バス停下車徒歩約７分
- 東名高速／富士インターより車で約15分
- 新東名高速／新富士インターより車で約20分

FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。